

平成29年度  
国立大雪青少年交流の家  
運 営 計 画

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立大雪青少年交流の家

平成29年4月1日

## 平成29年度 国立大雪青少年交流の家運営計画

国立青少年教育施設の管理運営方針（平成21年1月26日理事長裁定）11の規定に基づき、平成29年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

### （基本方針）

平成29年度は、第3期中期目標期間の2年目にあたり、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）年度計画（平成29年度）及び平成29年度教育事業等方針等を踏まえ、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するため、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）及び青少年を対象とした事業の実施、研修利用に対する指導・助言等の研修支援、青少年教育関係機関・団体等との連携促進を実施する。

### （運営方針）

#### 1. 運営方針

国立大雪青少年交流の家（以下「当施設」という。）は、日本最大の面積を誇る「大雪山国立公園」にそびえたつ十勝岳山麓に位置し、昭和41年開所以来その恵まれた自然環境の中で、自然体験や集団宿泊体験などの体験活動や研修活動をとおして、青少年の健全育成に努めてきたところである。

今後更に、こうした責務をより一層充実・発展させていくため、学校・企業・民間団体など地域社会との連携が強く求められてきた。このため、平成25年1月から地域の多様な主体が当施設の管理運営や事業の企画・広報活動に参画する組織体制構築のため、「新しい公共」型の管理運営を施設業務運営委員会と協働で進めてきたところである。

平成29年度は、昨年度の50周年を経て、これからの50年を見据えた一步を踏むべく、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層施設の役割や特色を活かした効果・効率的な運営に努めることとし、次の方針で運営に当たるものとする。

- (1) 施設業務運営委員会との協働をはじめ、関係機関や団体と協力した管理運営
- (2) 学校・家庭・地域等と連携した青少年の体験活動の推進
- (3) 教育事業等方針に対応した教育事業の推進
- (4) 利用者満足度の向上
- (5) 利用者が快適に利用できる施設の適切な維持管理

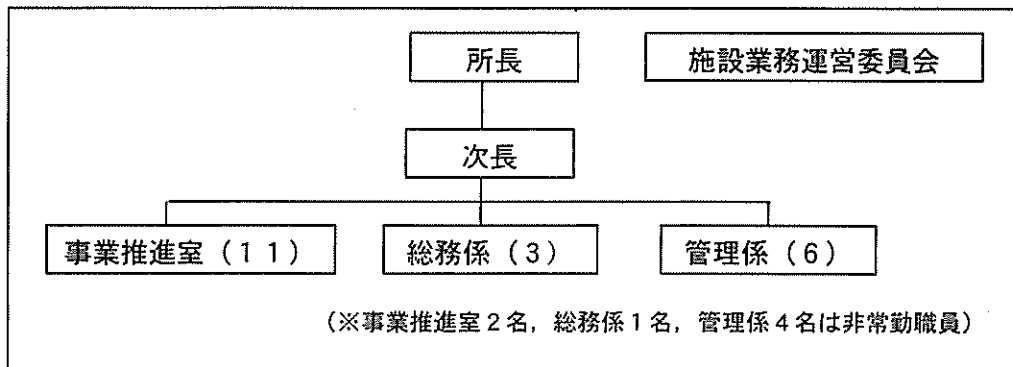
## (6) 安全管理・危機管理・環境に配慮した効率的な管理運営

### (運営体制)

#### 2. 運営組織

##### (1) 機構図

「新しい公共」型管理運営の本格実施が3年目となり、「支え合いと活気のある社会」をつくるための「協働の場」を一層築き、施設業務運営委員会が一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参画する「公共型」の運営を推進する。



##### (2) 各種委員会等

各種事項の連絡調整及び組織横断の懸案事項に対応するため、以下の組織等を設置する。

###### ①連絡調整会議

当施設の運営に必要な各種事項について連絡・協議・報告を行う

###### ②レストラン運営委員会

レストランの管理運営・サービスの向上・衛生管理・提供メニュー等について審議するとともに、レストラン委託業者に指導・助言し、安全安心かつ満足度の高い食事を提供する。

###### ③業務改善ワーキング

組織横断の懸案事項に対応するため、次長・室長・係長で組織する。

### (教育事業)

#### 3. 教育事業

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとして、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するとともに、青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発を実施する。

また、青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者

を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。

このため、別紙1のとおり教育事業方針を定める。

(研修支援事業)

#### 4. 研修支援事業

青少年・青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援のため、青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。

また、「稼働率向上（利用者増加）のための方策（平成20年12月）」を踏まえ、別紙2のとおり「研修支援事業方針」及び別紙3のとおり「平成29年度稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を定め、着実な実施に努める。

(財務・施設管理)

#### 5. 財務方針

厳しい財政状況の下、効率的な事業運営を推進するため、これまで、職員数の適正化をはじめ、外部委託の推進などに取り組んできたところであるが、独立行政法人は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間中に、一般管理費については15%以上、業務経費についても、5%以上の効率化を行わなければならない。

限られた予算で、事業の推進とともに、安全・安心かつ、より快適な研修施設の維持管理のため、施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないよう配慮する必要がある、更なる経費の効率化とともに、自己収入の確保を図っていかななければならない。

このため、別紙4のとおり「財務方針」を定める。

(人事・人材育成)

#### 6. 人事・人材育成方針

厳しい財政状況の下、効率的な事業運営を推進するため、これまで、職員数の適正化をはじめ、外部委託の推進などに取り組んできたところである。その一方で、時代とともに青少年教育ニーズの複雑化・多様化が進み、職員に求められる能力は、新たな課題を自ら発見し、考え、行動し、解決していく力へと大きく変化している。限られる人的資源で、様々な課題に迅速かつ的確に対応し、質の高いサービスを持続的に提供していくため、効果的な少数精鋭の組織体制づくりが、これまで以上に重要になっている。このような状況を乗り越えるには、職員一人ひとりが自覚と目標を持って職務経験を積み重ねながら、主体的に自己の能力向上に努めるとともに、組織は、

責任を持って職員の成長を促し、意欲や能力を最大限に引き出すことにより、組織力の底上げを図っていかなければならない。

このため、別紙5のとおり「人事・人材育成方針」を定める。

（「体験の風をおこそう」運動の推進）

#### 7. 北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会

社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「北海道『体験の風をおこそう』運動推進協議会」を組織し、その事務局として以下の取組を進める。

- ① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成・配布することにより、関係機関や保護者等に周知する。
- ② 毎年9月～11月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、北海道内全市町村からのエントリーを図る。

（自己点検・評価）

#### 8. 自己点検・評価の方針

当施設の自己点検・評価は、施設業務運営委員会に以下の部会を設置し、それぞれの成果目標の設定及び業務実績の把握を行い、評価するものとする。なお、成果目標の設定にあたっては、定量的評価を行い目標数値の設定に努める。

- (1) 教育事業部会
- (2) 利用促進部会
- (3) 管理運営部会

平成29年度の「自己点検・評価表」は別紙6のとおりとする。